

桜ヶ丘会館 消防計画

(目的と適用範囲)

第1条 この計画は、消防法第八条第1項に基づき、桜ヶ丘会館における防火管理業務について必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とし、桜ヶ丘会館の使用者、および出入りするすべての人に適用する。

(管理権原者の責任等)

第2条 桜ヶ丘会館の管理権原者(町内会長)は、防火管理の最終責任者であり次の業務を行う。

- (1) 防火管理者(乙種以上の有資格者)を防火管理の推進責任者として選任(管理権原者の兼任も可)し、防火管理業務を行わせること。
- (2) 防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合必要な指示を与えること。
- (3) 消防用設備等に不備が発見された場合は、速やかに改修を指示すること。

(防火管理者の業務)

第3条 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてすべての権限をもって次の業務を行う。

- (1) 防火管理に係る消防計画の作成(変更)と届出

届出先 南消防署予防係

住所：草津市野路9丁目1-46

TEL：077-564-4951

- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施と南消防署への事前連絡
訓練対象：町内会役員、同好会・サークル代表者、等
- (3) 消防用設備(消火器、非常警報設備、誘導灯)等の法定点検・整備の実施及びその立ち合い、南消防署への報告
- (4) 火災予防上の自主検査及び火気の使用・取り扱いの指導、監督
- (5) 使用者に対する消防訓練参加の呼びかけ
- (6) 放火防止対策(掲示物や、消防訓練等での訓話での啓蒙)の推進
建物周辺や敷地内に可燃物を放置しない、させない。
- (7) その他防火防災に必要な業務があればそれを行うが、必要であれば管理権原者に人員、費用等の協力を要請する。

(使用者の守るべき事項)

第4条 桜ヶ丘会館を使用する者は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 火気の使用に際しては、消火器を近くに置くこと。

厨房と茶道以外での火気の使用は厳禁

厨房と茶道で火気を使用する時は消火器の位置を確認しておく。

- (2) 集会時の火気管理は、使用責任者がすること。
- (3) 館内はもとより、敷地内は全面禁煙である。
- (4) 使用責任者は、「桜ヶ丘会館使用者の点検表」(資料 1) で点検をすること。
- (5) 避難経路に障害となる物を置かない。

(消防機関との連絡)

第 5 条 管理権原者、防火管理者は、次の業務について南消防署への報告、届け出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者選任(解任)届出
防火管理者を選任(解任)したとき管理権原者が届け出ること。
- (2) 消防計画作成(変更)届出
消防計画を作成したとき、又は次の事項に該当したときは、防火管理者が届け出ること。
ア 管理権原者又は防火管理者の変更
イ 用途の変更、増築、改修、模様替え等による消防用設備等の変更に関する事項
- (3) 消防設備等点検結果の報告
1 年に 1 回管理権原者及び防火管理者が確認し防火管理者が消防設備等点検結果報告書で報告すること。
- (4) 消防訓練実施の連絡
消防訓練を実施するときは防火管理者があらかじめ消防機関へ連絡すること。
- (5) その他
建物および消防用設備の設置または変更を行なうときは、事前に連絡するとともに、法令に基づき諸手続きを行うこと。

(防火管理業務資料等の整備)

第 6 条 防火管理者は、前条で報告、又は届出した書類および防火管理に必要な書類等を本計画と一括して整備、保管しておくこと。

(点検、検査の実施)

第 7 条 防火管理者は、次の点検及び検査を行う。

- (1) 日常の火災予防における点検の確認(資料 1)
- (2) 自主的に行う点検
消防設備等の自主点検は、「消防設備等自主点検チェック表」(資料 2) に基づき点検するものとし、4 月、10 月に実施すること。
- (3) 法定点検(消防法第 17 条の 3 の 3)
消防設備等の法定点検は、点検業者の((株)奥山ポンプ)に委託して行うものとし、年 1 回 2 月に実施すること。
住所：栗東市目川 1076 番地
TEL：077-552-1119

(火災発生時の行動について)

第8条 火災が発生した場合、次の処置を行うものとする。

- (1) 火災を発生させた者又は火災を発見した者は、大声で他の在館使用者に知らせ、119番通報をする。
- (2) 初期消火には消火器を用いて消火する。初期消火に失敗し天井まで火が回る等で身の危険を感じた場合は避難を優先する。
- (3) 初期消火は消防隊が到着するまで使用者等住民が協力して行う。
- (4) 使用者は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い防火管理者に報告する。
- (5) 火災の規模にかかわらず防火管理者に報告し防火管理者は南消防署に報告すること。

(地震対策について)

第9条 地震による被害を軽減するため、防火管理者は次の事項を実施すること。

- (1) ロッカー等地震によって転倒の危険あるものは、転倒防止処置を行う。
- (2) 窓ガラスの飛散防止処置及び掲示物等の落下防止処置を行う。
- (3) 棚、ロッカー等の上部に重量物は置かない。
- (4) 総務委員長は、事務所に「応急手当セット」、「懐中電灯、予備電池」、等を準備し定期的に点検する。
- (5) 防火管理者は、救助・救出用資機材を常備し定期的に点検する。
- (6) 上記(4)、(5)の点検は「災害用備品及び救助、救出用資機材点検表」(資料3)で4月、10月に実施すること。

(地震発生時の行動について)

第10条 地震が発生した時は、在館使用者は次の安全処置を行う。

- (1) 地震発生直後は、自身の身の安全を第一とする。
- (2) 分電盤のメインブレーカーを遮断する。
- (3) 使用中のガス器具は火を消し、元コックを閉める。
- (4) 各設備の使用再開に当たっては、安全を確認しながら行う。

(防災訓練について)

第11条 防火管理者は、火災・地震等の災害に備え、その被害を軽減するため、使用者に対し、防災訓練(消火、通報、避難訓練等)を行う。

(消防設備配置図及び避難経路図)

第12条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、消防設備等の配置図及び屋外へ通ずる避難経路を明示した「避難経路図」(資料4)を作成し使用者に対し、周知徹底を行う。

付 則

この計画は令和3年（2021年）4月5日から施行する。

改訂履歴

- ① 令和3年3月31日：根拠法令等を明記し、より具体的な表現に改めた。
（役員会）は消防法第8条の2の5により削除
- ② 令和3年11月20日：会館正式呼称の変更に対応した。
桜ヶ丘自治会館→桜ヶ丘会館
- ③ 令和4年4月1日
桜ヶ丘会館→桜ヶ丘会館